

平成 28 年 12 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区京橋三丁目 6 番 18 号
星野リゾート・リート投資法人
代表者名 執行役員 秋本 憲二
(コード番号：3287)

資産運用会社名
株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
代表者名 代表取締役社長 秋本 憲二
問合せ先 取締役財務管理部長兼総合企画部長
隆 哲郎
(TEL：03-5159-6338)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

星野リゾート・リート投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、下記の規約変更及び役員選任の変更に関する議案を、平成 29 年 1 月 26 日開催予定の第 3 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

なお、下記の議案は、上記投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 本投資法人の主たる投資対象である、一定の要件を満たす専ら国外の特定資産に投資するための海外法人に関して、将来当該要件に関する法令改正があった場合に、規約の改正が必要となる場面を限定するため、所要の規定を変更するものであります（変更案第 30 条第 1 項関連）。
- (2) 本投資法人が海外の資産に対して投資をする際、リスクの低減その他の理由により他の法人を通じた間接投資を行う際の選択肢を増やすことを目的に、本投資法人の投資対象に、外国の法令に準拠した社債券及び地役権を追加するとともに、投資できる株券についての限定を緩和するため、所要の規定を変更するものであります（変更案第 30 条第 3 項第 8 号、第 9 号、第 4 項第 7 号及び第 31 条第 1 項関連）。
- (3) 平成 27 年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、所要の規定を変更するものであります（変更案第 37 条第 1 項及び第 2 項関連）。
- (4) 本投資法人の主たる投資対象等の拡大に伴い、不動産等以外の資産の取得及び譲渡が生じうる可能性が高まったため、これに関しても取得報酬及び譲渡報酬の対象となることを明確にするため、所要の規定を変更するものであります（変更案別紙第 1 項第 3 号及び第 4 号関連）。
- (5) その他、法令の改正、規定内容の明確化、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、所要の変更を行うものであります。

2.役員選任について

本投資法人の執行役員である秋本憲二並びに監督役員である品川広志及び藤川裕紀子から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名（秋本憲二）及び監督役員2名（品川広志及び藤川裕紀子）の選任をお願いするものです。

また、執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（隆哲郎）及び補欠監督役員1名（高橋淳二）を選任するものです。

（役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3.投資主総会等の日程について

平成28年12月15日	第3回投資主総会提出議案にかかる役員会決議
平成29年1月6日	第3回投資主総会招集ご通知の発送（予定）
平成29年1月26日	第3回投資主総会の開催（予定）

以 上

【別紙】第3回投資主総会招集ご通知

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*投資法人のホームページアドレス：<http://www.hoshinoresorts-reit.com/>

【別紙】

証券コード 3287
平成29年1月6日

投資主各位

東京都中央区京橋三丁目6番18号
星野リゾート・リート投資法人
執行役員 秋本 憲二

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、星野リゾート・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討下さいます。お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成29年1月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年6月4日法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

＜現行規約抜粋＞

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成29年1月26日（木曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階「東証ホール」
（末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照下さい。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

<お願い>

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場できませんので、ご注意下さい。

<ご案内>

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<http://www.hoshinoresorts-reit.com/>）に掲載いたしますので、あらかじめご了承下さい。

◎本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。ご多用中とは存じますが、ご参加いただければ幸いです。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の主たる投資対象である、一定の要件を満たす専ら国外の特定資産に投資するための海外法人に関して、将来当該要件に関する法令改正があった場合に、規約の改正が必要となる場面を限定するため、所要の規定を変更するものであります（変更案第30条第1項関連）。
- (2) 本投資法人が海外の資産に対して投資をする際、リスクの低減その他の理由により他の法人を通じた間接投資を行う際の選択肢を増やすことを目的に、本投資法人の投資対象に、外国の法令に準拠した社債券及び地役権を追加するとともに、投資できる株券についての限定を緩和するため、所要の規定を変更するものであります（変更案第30条第3項第8号、第9号、第4項第7号及び第31条第1項関連）。
- (3) 平成27年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、所要の規定を変更するものであります（変更案第37条第1項及び第2項関連）。
- (4) 本投資法人の主たる投資対象等の拡大に伴い、不動産等以外の資産の取得及び譲渡が生じうる可能性が高まったため、これに関しても取得報酬及び譲渡報酬の対象となることを明確にするため、所要の規定を変更するものであります（変更案別紙第1項第3号及び第4号関連）。
- (5) その他、法令の改正、規定内容の明確化、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 投資口	第2章 投資口
第5条～第8条 (省略)	第5条～第8条 (現行どおり)
第3章 投資主総会	第3章 投資主総会
第9条～第16条 (省略)	第9条～第16条 (現行どおり)
第4章 執行役員及び監督役員	第4章 執行役員及び監督役員
第17条～第20条 (省略)	第17条～第20条 (現行どおり)
第5章 役員会	第5章 役員会
第21条～第24条 (省略)	第21条～第24条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第25条～第26条 (省略)	第25条～第26条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬の支払に関する基準) 第27条 会計監査人の報酬額は、1営業期間ごとに1,500万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該営業期間の決算期 <u>(第36条に定義される。以下同じ。)</u> から3か月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。	(会計監査人の報酬の支払に関する基準) 第27条 会計監査人の報酬額は、1営業期間ごとに1,500万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該営業期間の決算期から3か月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="263 302 726 336">第 7 章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="199 392 534 425">第28条～第29条 (省略)</p> <p data-bbox="199 481 766 548">(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p data-bbox="199 560 782 1332">第30条 本投資法人は、主として不動産、不動産の賃借権、地上権、又はこれらの資産のみを信託する信託の受益権、又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率<u>100分の50</u>を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）（以下「不動産等資産」という。）に投資を行うものとする。</p> <p data-bbox="199 1355 534 1388">2. (省略)</p> <p data-bbox="199 1400 534 1433">3. (省略)</p> <p data-bbox="263 1444 534 1478">(1)～(7) (省略)</p> <p data-bbox="263 1489 414 1523">(8) 社債券</p> <p data-bbox="263 1568 782 1825">(9) 株券（外国の法令に準拠した法人に係るものを含むが、<u>実質的に不動産関連資産に投資することを目的とするもの又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得するもの</u>に限る。）</p> <p data-bbox="247 1960 534 1993">(10)～(16) (省略)</p>	<p data-bbox="869 302 1332 336">第 7 章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="805 392 1236 425">第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="805 481 1372 548">(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p data-bbox="805 560 1396 1332">第30条 本投資法人は、主として不動産、不動産の賃借権、地上権、又はこれらの資産のみを信託する信託の受益権、又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）（以下「不動産等資産」という。）に投資を行うものとする。</p> <p data-bbox="805 1355 1189 1388">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="805 1400 1189 1433">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="869 1444 1189 1478">(1)～(7) (現行どおり)</p> <p data-bbox="869 1489 1388 1556">(8) 社債券<u>（外国の法令に準拠したものを含む。）</u></p> <p data-bbox="869 1568 1396 1948">(9) 株券（外国の法令に準拠した法人に係るものを含むが、<u>株券を発行する法人が不動産関連資産を実質的に保有している場合、又は本投資法人が不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得する場合に限る。ただし、第1項に定める海外不動産保有法人に係る株券を除く。</u>）</p> <p data-bbox="853 1960 1204 1993">(10)～(16) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. (省略) (1)～(6) (省略) (7) 地役権 (8)～(14) (省略)</p> <p>5. (省略)</p> <p>(投資制限)</p> <p>第31条 前条第3項に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>(収入金等の再投資)</p> <p>第33条 本投資法人は、運用資産の譲渡代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金等、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、不動産に関する匿名組合出資持分に係る分配金、並びに不動産の賃貸収入、運営収入その他収益金を投資又は再投資に充当することができる。</p> <p>第8章 資産の評価等</p> <p>第34条～第36条 (省略)</p>	<p>4. (現行どおり) (1)～(6) (現行どおり) (7) 地役権 <u>(外国の法令に準拠したものを含む。)</u> (8)～(14) (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>(投資制限)</p> <p>第31条 前条第3項 <u>(第8号及び第9号を除く。)</u>に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(収入金等の再投資)</p> <p>第33条 本投資法人は、運用資産の譲渡代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金等、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、不動産に関する匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入及び運営収入その他収益金を投資又は再投資に充当することができる。</p> <p>第8章 資産の評価等</p> <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第9章 金銭の分配</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第37条 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 分配方針</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。)</u>の金額は、<u>投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</u></p> <p>分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15(以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。)に規定される<u>配当可能利益の額(以下「配当可能利益の額」という。)</u>の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。)を超えるものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 金銭の分配</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第37条 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 分配方針</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額は、<u>投信法第136条第1項に規定する利益とする。</u></p> <p>分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15(以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。)に規定される<u>配当可能利益の額(以下「配当可能利益の額」という。)</u>の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。)を超えるものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。<u>ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</u></p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る利益の金額に、決算期に計上する減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、<u>又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（投資信託協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u></p>
<p>3. ～5. (省略)</p>	<p>3. ～5. (現行どおり)</p>
<p>第10章 借入れ及び投資法人債</p>	<p>第10章 借入れ及び投資法人債</p>
<p>第38条 (省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>第11章 資産運用報酬等</p>	<p>第11章 資産運用報酬等</p>
<p>第39条～第41条 (省略)</p>	<p>第39条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>第12章 業務及び事務の委託</p>	<p>第12章 業務及び事務の委託</p>
<p>第42条 (省略)</p>	<p>第42条 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 報酬体系</p> <p style="padding-left: 40px;">(省略)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 取得報酬</p> <p><u>不動産等</u>を取得した場合、本投資法人が取得した<u>不動産等</u>の取得価額（建物に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。）に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を2.0%（利害関係人取引の場合には、上限を1.0%）とする。）を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。</p> <p>(4) 譲渡報酬</p> <p><u>不動産等</u>を譲渡した場合、本投資法人が取得した<u>当該不動産等</u>の譲渡価額（建物に係る消費税等相当額及び譲渡に伴う費用等を除く。）に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.5%（利害関係人取引の場合には、上限を0.75%）とする。）を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。</p> <p>2. 支払時期</p> <p style="padding-left: 40px;">(省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 報酬体系</p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 取得報酬</p> <p><u>資産</u>を取得した場合、本投資法人が取得した<u>取得資産</u>の取得価額（取得資産に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。）に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を2.0%（利害関係人取引の場合には、上限を1.0%）とする。）を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。</p> <p>(4) 譲渡報酬</p> <p><u>資産</u>を譲渡した場合、本投資法人が譲渡した<u>譲渡資産</u>の譲渡価額（譲渡資産に係る消費税等相当額及び譲渡に伴う費用等を除く。）に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.5%（利害関係人取引の場合には、上限を0.75%）とする。）を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。</p> <p>2. 支払時期</p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である秋本憲二から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される平成29年1月26日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年12月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
あきもと けんじ 秋本憲二 (昭和38年2月20日)	昭和62年4月 株式会社ワールド 東京本社経 理部 平成3年4月 同社 東京本社財務部 平成4年11月 株式会社NHVホテルズインター ナショナル 経理部財務課長 平成8年5月 株式会社ザ・ウィンザー・ホテ ルズインターナショナル 監査 役 平成9年4月 株式会社ザ・ウィンザー・ホテ ルズインターナショナル洞爺 経理部長 平成10年5月 株式会社壺番屋 経理部 平成10年12月 株式会社星野リゾート 財務経 理ユニット・ディレクター 平成21年6月 同社 経営企画室長 平成22年9月 同社 財務戦略室長 平成24年12月 株式会社星野リゾート・アセッ トマネジメント 代表取締役社 長(現任) 平成25年3月 星野リゾート・リート投資法人 執行役員(現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である品川広志及び藤川裕紀子の両名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監督役員の任期は、現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される平成29年1月26日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び現行規約第17条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
1	品川広志 (昭和51年12月7日)	平成14年10月 弁護士登録 平成14年10月 濱田松本法律事務所 平成20年9月 Alston & Bird法律事務所 研修 平成21年9月 モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部 出向 平成22年10月 森・濱田松本法律事務所 平成24年1月 錦華通り法律事務所(現任) 平成25年3月 星野リゾート・リート投資法人 監督役員(現任) 平成27年6月 株式会社みらいワークス 社外監査役(現任) 平成28年3月 株式会社セルテクノロジー 社外監査役(現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)	所 有 する 本投資法人の 投 資 口 数
2	ふじ かわ ゆき こ 藤 川 裕 紀 子 (昭和40年3月16日)	昭和63年10月 中央新光監査法人 平成4年3月 公認会計士登録 平成10年6月 金融監督庁検査部 金融証券検 査官 平成12年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所 開設(現任) 平成16年12月 税理士登録 平成16年12月 藤川裕紀子税理士事務所 開設 平成20年7月 ニューシティ・レジデンス投資 法人 監督役員 平成24年1月 税理士法人会計実践研究所 設 立 代表社員(現任) 平成25年3月 星野リゾート・リート投資法人 監督役員(現任) 平成26年4月 独立行政法人労働者健康安全機 構 監事(現任) 平成26年6月 東洋証券株式会社 社外取締役 (現任) 平成27年10月 独立行政法人日本芸術文化振興 会 監事(現任) 平成28年3月 学校法人嘉悦学園 監事(現 任)	0口

- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成28年12月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
たかし てつ ろう 隆 哲 郎 (昭和47年12月2日)	平成9年4月 第一法規出版株式会社 平成16年11月 株式会社星野リゾート 財務経 理ユニット 平成17年12月 同社 購買ユニット・ディレク ター 平成21年6月 同社 内部体制整備プロジェク トチーム 平成21年9月 同社 内部体制整備プロジェク トチーム兼グループ総務ユニッ ト・ディレクター 平成22年2月 同社 監査役 平成22年5月 株式会社コンメンダ 監査役 平成24年12月 株式会社星野リゾート・アセッ トマネジメント 取締役財務管 理部長 平成28年12月 同社 取締役財務管理部長 兼 総合企画部長(現任)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの取締役財務管理部長 兼 総合企画部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠監督役員が監督役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
たか はし じゅん じ 高橋淳二 (昭和48年7月18日)	平成8年4月 東京C.P.A. 専門学校 平成8年4月 太田昭和監査法人 平成11年5月 公認会計士登録 平成14年6月 学校法人高橋学園 理事(現任) 平成15年9月 監査法人保森会計事務所 平成21年7月 監査法人クラリティ 社員 平成25年4月 専門学校東京CPA会計学院 副校長(現任) 平成28年9月 税理士登録	0口

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	} 茅場町駅 (出口11) 徒歩5分
東京メトロ日比谷線	
都営地下鉄浅草線	日本橋駅 (出口D2) 徒歩5分

お願い

- ・東京証券取引所ビルへのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ・ご入館にあたっては、入口の警備員に議決権行使書面をご提示下さい。
- ・ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。
- ・会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。